

長浜市告示第170号

長浜市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成18年長浜市告示第434号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第4条第2項中「3時間以下」を「1時間以上3時間以下」に改める。

別表1単位（3時間以下）の項中「3時間以下」を「1時間以上3時間以下」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。